

地域のひろば

第十八号

平成23年7月
中部地域協議会

力の支え

信頼のきずな

事業の発展

東日本大震災の復興に貢献するために



社団法人日本人材派遣協会

会長 坂本 仁 司 氏

2011年3月11日午後2時46分に日本は大きく変わりました。

東日本に大地震が発生し、東北から関東の太平洋沿岸地域に未曾有の大津波が襲来して死者・行方不明者が2万人以上となる大災害となり、さらに福島県の東京電力原子力発電所も大事故を起こしました。

昨日と今日が同じであり、明日も普通の生活を継続することを出来ることがどれだけ大切かをすべての日本人が再認識した大震災です。

この東日本大震災を克服して、日本の再生・復興を成し遂げるためには、被災地のみならずオールジャパンで一体となって努力を継続する年単位の時間軸が必要です。

被災地では公的機関であるハローワークが週末も休まず対応していますが、求人情報と求職者のニーズにミスマッチが生じ、就労実績の向上につながっていません。このような状況を鑑み、4月8日に細川厚生労働大臣より(社)日本人材派遣協会を含む4団体に「官民一体となった就労支援」の要請がありました。この要請を重く受け止め、会員各社は派遣会社の大きな機能であるマッチング機能を従来以上に発揮して被災地のみならずオールジャパンで就労実績の増加に貢献していかなければなりません。

ちなみに被災4県(岩手・宮城・福島・茨城)の会員企業24社の3月14日より月末までの新規就業者数は約5百人、4月は3千人と増加しています。

また、5月の派遣協会の定時総会懇親会において厚労省の鈴木需給調整課長より「震災直後の派遣労働者への適切な対応」と「被災地での就労支援」に対して謝意表明がありました。

この要請に応じて就労実績を向上させるために、派遣協会は会員各社の声を集約して、適宜行政当局に要望を行つています。具体的には、被災地域での出張登録会について、当局より適法な対応を実施するのであれば「事業所の新設」とみなさないとの了解を得ました。また、当面需要の多い瓦礫の処理業務について自衛隊やボランティアや自治体の臨時雇用者が作業に当たっていますが、本格的に予算措置がとられ民間が行うようになればさらに人手が必要です。今後、派遣労働者が限定的に瓦礫処理を行う場合には、禁止業務である建設業派遣と解釈しないとの柔軟な対応を得ています。

今後も就労支援の拡大を阻害するような要因があれば、派遣協会が前面に立つて皆さんとともに改善努力をしていきたいと考えています。

さて、懸案となつている労働者派遣法改正案の帰趨ですが、自公政権時代の20年法案は廃案となりましたが、さらに規制を強化した内容の民主党の法案は今年の通常国会でも継続審議の状況が変わっていません。

審議未了で廃案となれば派遣法改正に一貫して反対の立場を維持・継続してきた派遣協会の主張が結果的に効果があつたと総括できますが、この問題の帰趨とは別に現行派

遣法により実施されている当局の「業務区分の厳格運用」という行政指導が起きている派遣労働市場の現場の混乱を収束させ、改善を行うことが直近の課題です。

中長期的な課題としては、東日本大震災の復興に継続的に貢献するために「労働市場のあり方」の見直しが必要です。

日本の労働市場は、1980年代から20年間に亘り雇用者数が約一千万人増加していますが、正社員が増加せずパート・アルバイト・派遣労働者などの非正社員が増加し、労働人口の約1/3となりました。

この背景には、国際競争が激化した日本企業が生き残りをかけて効率性を追求した側面がありますが、今後は総人口とともに労働人口も減少していく流れの中で「労働生産性の向上」が課題となります。

この労働生産性の向上は、正社員だけに求められるものではなく非正社員を含めたオールジャパンで一体となって達成しなければならぬ課題です。

しかしながら、現行の労働者派遣法は「業務区分と派遣期間制限」を定めており、派遣労働者の労働生産性向上と同価値労働・同賃金を実現する阻害要因となつてきます。

懸案の労働者派遣法改正案の帰趨がはっきりとした曉には、制度疲労が生じている現行労働者派遣法の理念を含め、抜本的な見直しが必要です。働く意欲のある労働者が一人でも多く就業できるより良い制度の確立をめざし、東日本大震災からの再生・復興に皆さんとともに貢献していく所存です。

東日本大震災による派遣事業所の影響等について



愛知労働局
需給調整事業部長
舟橋 洋氏

社団法人日本材派遣協会中部地域協議会の会員の皆様方には、日頃より愛知労働局需給調整事業部の業務推進に対してご理解と協力を賜り厚くお礼申し上げます。

私こと、平成23年4月1日付け人事異動により、前任の愛知労働局職業安定課長より需給調整事業部長に転任してまいりました。よろしくお願い申し上げます。

需給調整事業部での勤務は、平成19年度以来4年ぶりとなります。前回勤務中の平成19年度は、愛知労働局に需給調整事業部が発足した年であるとともに、当時は製造業への派遣が3年迄可能となったことをはじめとした規制緩和の流れの中で、労働者派遣事業所が爆発的に増加するとともに、社会問題ともなった「偽装請負」や「多重派遣」などの法違反事案に係る申告等も多数発生し、このため派遣事業所の許可・届出申請に関する審査や派遣元派遣先事業所及び請負受託・発注事業所等への個別指導監督等で大変繁忙であったことを記憶しております。

しかしながら、現在の労働者派遣事業を取り巻く状況は、平成19年度当時とは大きく変化しているところです。労働者派遣事業所数は、平成20年秋以降の金融危機に伴う景気後退及びそれに伴う雇用調整の影響を受けてそれまでの急激な増加から減少に転じ、平成21年度、22年度と2年続けて対前年を下回っております。また、リーマン・ショック後のいわゆる「派遣切り」という社会問題化を受けて、昨年3月には改正労働者派遣法が国会に上程され、派遣労働者の不安定な就業実態の解消と保護強化に向けて審議されているところです。こうした大きな変化に対して行政としての確に対応していかなければならないと考えております。

さて、3月11日に発生した東日本大震災は多数の尊い人命を奪うとともに、甚大な経済的被害をもたらしました。そして、震災及びそれに伴う計画停電の実施、さらには部品の供給不足等により、経済活動や雇用に重大な影響が生じております。特に急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については生活の基盤となる職場を失う恐れが多分にあるところです。

こうした中で、今回の震災による愛知の派遣元事業所の影響と今後の見通し等を把握するため、当部独自の取り組みとして4月12日～22日にかけて「東日本大震災による影響等に係る緊急アンケート」を実施いたしました。（※アンケート対象…平成21年度事業報告のあった派遣元事業所のうち10名以上労働者派遣を行った派遣元事業所1050事業所。回答事業所数356事業所、回答率33.9%。）

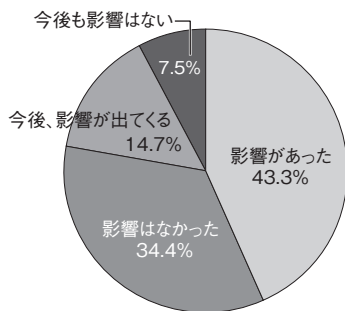
このアンケートの集約結果をみると、「震災の影響があった」（43.3%）又は「今後出てくる」（14.7%）と回答した派遣元事業所が全体の6割弱を占めるとともに、震災前の派遣労働者の就業状況に比べて派遣労働者の4人に1人にあたる333人が自宅待機などの休業を余儀なくされているなど、被災地ではない愛知においても今回の震災の影響がかなり出ているところです。そして、こうした厳しい状況の中にあつて、残念ながら「雇用契約期間満了による雇止め」や「解雇」といった対応に踏み切った派遣元事業所が若干出ております。

しかしながら一方で、多くの派遣元事業所が雇用調整助成金の活用（37.6%）をはじめ、派遣元事業所負担による休業補償や有給休暇の消化等（31.9%）、他の派遣先への配置転換（14.1%）などの対応を図られ、派遣労働者の雇用の維持に努められていることもアン

派遣元事業所 356 事業所(回答率 33.9%)の状況

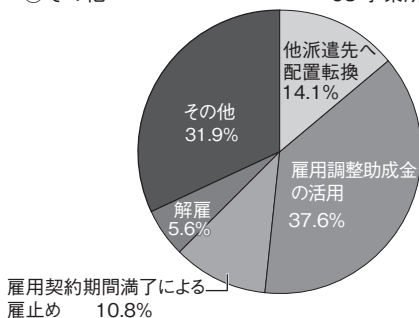
【震災による事業運営への影響の有無】

①影響があった	156 事業所 (43.3%)
②影響はなかった	124 事業所 (34.4%)
③今後、影響が出てくる	53 事業所 (14.7%)
④今後も影響はない	27 事業所 (7.5%)



【震災による影響があった(ある)事業所における対応】

①他派遣先へ配置転換	30 事業所 (14.1%)
②雇用調整助成金の活用	80 事業所 (37.6%)
③雇用契約期間満了による雇止め	23 事業所 (10.8%)
④解雇	12 事業所 (5.6%)
⑤その他	68 事業所 (31.9%)



ケート結果からうかがわれます。皆様もご存じのように、3月28日、厚生労働大臣から震災等により被害を受けた派遣労働者に対して、「派遣元指針」及び「派遣先指針」に基づき雇用の安定と保護を図っていただくよう、人材派遣関係団体並びに主要経済団体へ要請させていただいているところですが、今回のアンケート集約結果をみると多くの派遣元事業所がそれを受け止めて対応いただいているものと思っております。

今後も厳しい状況が継続することが予想されますが、雇用調整助成金を活用するなどしていただきつつ、引き続き派遣労働者の雇用の維持、確保に向けてご協力をお願いいたします。

最後に、震災等の影響により改正労働者派遣法の成立は不透明な状況にありますが、現行制度の下でも依然として派遣元・派遣先事業所における法違反事案が生じているところですので、こうした状況から、違反事案に対して引き続き派遣元事業主の業務運営や、派遣先における派遣労働者等の就業実態及び違法事案の把握に努め、的確かつ厳正な指導を実施していくこととしておりますので、貴協会並びに会員の皆様方には、なお一層の労働関係法令遵守の徹底をお願い申し上げます。

人材派遣業における最新の相談状況について



社団法人日本人材派遣協会
相談センター長

水野 快 二 氏

中部地域協議会会員の皆様を始め関係各位につきましては、日頃から、当協会及び地域協議会の諸活動にご理解とご協力を賜り感謝しております。

既に、ご案内のとおり、当協会の名古屋と大阪の相談センターは、諸般の事情により、昨年9月末をもって閉鎖し、東京のみに集約化することとなりました。振り返れば、平成8年4月、東京相談センターにプラスして名古屋と大阪に相談センターを設置し労働者派遣事業アドバイザーを配置しました。その後、全国主要都市8箇所に相談センターを設置し、20名のアドバイザーを配置して地域の方々のパイプ役を果してまいりました。特に、名古屋におきましては、初代の鈴木アドバイザーを始めとして、平松、坂西、母袋、高須、近藤各アドバイザーが歴任し、中部地域協議会会員の皆様方と親しくさせて頂き感謝しているところであります。貴地域協議会の懇親会に参加させて頂いていますと、アドバイザーの周りに会員の社員の方々が集まって、楽しく相談されている様子は他の地域協議会では見られない中部地域協議会ならではの光景でした。

労働者派遣事業アドバイザー相談状況

対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計
スタッフからの相談	130	129	159	223	212	164	139	158	155	156	152	177	1,954
派遣元事業所からの相談	203	126	217	189	162	167	143	149	135	113	138	174	1,916
派遣先からの相談	788	526	749	722	842	684	689	638	588	575	680	932	8,413
派遣先からの相談	820	622	927	761	610	637	607	529	528	608	658	814	8,121
派遣先からの相談	67	53	51	86	80	57	67	62	36	77	60	87	783
派遣先からの相談	46	47	73	84	55	57	81	57	53	54	63	85	755
上記以外からの相談	57	28	32	57	53	49	41	57	50	59	59	57	599
上記以外からの相談	35	28	60	52	41	44	27	50	44	35	47	45	508
平成22年度 合計	1,042	736	991	1,088	1,187	954	936	915	829	867	951	1,253	11,749
平成21年度 合計	1,104	823	1,277	1,086	868	905	858	785	760	810	906	1,118	11,300
対前年同月比	0.94	0.89	0.78	1.00	1.37	1.05	1.09	1.17	1.09	1.07	1.05	1.12	1.04

とところで、平成22年度の全国の相談状況につきましては、総数11,749件で、前年度と比べ4%の増大となりました。相談者の構成比につきましては、派遣労働者から約20%、派遣元から約70%、派遣先等から約10%であり、この数年変化はありません。相談項目につきましては、業務内容及び派遣契約や労働契約に関する相談が多いのが特徴です。政令26業務に関して、「各号業務の内容や範囲」「付随業務」「付随的業務」さらには「その他業務」についての質問が大勢を占めます。また、契約書を始めとする帳票書類の整備に関する質問も多いです。これらは、昨年2月の適正化プランに基づいて、3月から開始された労働局の調査に対応したものと考えられます。中部地域に限定した集計はしておりませんが、中部地域からの相談につきましては、全国の相談状況と同傾向であると推測しております。

具体的な相談内容につきましては、東日本大震災(直接被災や計画停電等)に伴う休業手当の支払い及び派遣契約の中途終了、有給休暇の強制的な消化等の問題が一段落して、現在は、節電対策として、サマータイトム制の導入による就業時間帯の早朝化、休日の変更(土・日から木・金への変更)、休日の増大(お盆期間の延長)等が問題となっております。

これらに関しては、第一に、契約締結前であれば契約条件の設定の問題ですが、契約締結後であれば契約条件の変更に関する相手方の承諾が問題となります。特に、労働契約においては、休日振替の場合を除いて派遣労働者の同意が必要ですので、慎重な対応が要請されます。第二に、労働者派遣法に関連して、労働者派遣個別契約書や就業条件明示書等の変更方式として、書面全体の差替方式にするか変更部分だけの確認方式にするかが質問として寄せられています。第三に、労働基準法に関連して、法定休日制(一週一休制)、法定労働時間(週40時間制)を越えた場合における割増賃金の支払い義務、週の起算曜日の問題、休日振替の濫用等に関連する質問があります。

中部地域協議会会員及び関係各位につきましては、名古屋相談センターはなくなりましたが、電話での相談であれば東京で一括して受け付けていますので、従来と同様に、気楽にご相談して頂きたいと思っております(03-3222-1605)。アドバイザーの研修を密にして、従来にも増して的確な回答ができるように準備しております。また、当協会や地域協議会の諸活動にも従前同様の

ご協力を賜りたいと思います。

最後に、派遣業界における自浄作用を十分に発揮することにより、派遣会社及び派遣業界の信頼をより一層向上させ、規制緩和の方向性を取り戻すことをお願いし、相談センターの報告に代えさせて頂きたいと思っております。

より信頼を得られる業界を目指して



中部地域協議会会長

会長 山本光子氏

会員の皆様方には、日頃より中部地域協議会の運営に格別の「尽力」を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて昨年度は、法改正に向けた動きに加え、厚生労働省発表の「専門26業務派遣適正化プラン」「専門26業務に関する疑義応答集」をもとに行政指導が強化されたことで、派遣元、派遣先企業ともにその対応に迫られた1年だったのではないのでしょうか。また、国会情勢が不安定な中、派遣法改正の行方は未だ不透明であり予断を許さない状況が続いております。

中部地域においては、全国的にみても製造業が多く、グローバル化の進展による厳しい国際競争にさらされており、企業活動を支える人材の柔軟な需給調整役である派遣会社の存在は必要不可欠となっております。ライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を望む労働者と、機動的かつ柔軟な人員配置を可能にする派遣制度を望む企業との双方のニーズを満たすようなサービスを提供していくことが、これまでの、そして、これからも我々の使命であることは変わりません。

国難ともいえる大震災に遭い、日本経済が危機的な状況下である今こそ、派遣で働く方々を守り「働く人と企業を結ぶ」需給調整機能としての役割をしっかりと担って参ります。これからは法令を遵守し、会員の皆様をはじめ行政機関、派遣先企業等のご支援を賜りながら、復興の助となるように皆様とともに活動して参りたいと考えておりますので、なにとぞ、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成23年度 中部地域協議会役員組織

会長

山本光子

テンプスタッフ・ピープル(株)
専務取締役

副会長(総務部会担当)

牧隆弘

アデコ(株)
中日本営業本部 本部長

副会長(事業部会担当)

濱森健太郎

(株)リクルートスタッフィング
東海ユニット長

副会長(会計担当)

鈴木久和

(株)トヨタエンタプライズ
常務顧問ヒューマンサポート本部長代行

幹事(総務部会)

坪田 潔

(株)パソナ
執行役員

小川悦子

(株)日本医療事務センター
愛知支社 支社長代理

増田一泰

マンパワー・ジャパン(株)
執行役員 東海統括部長

武田美貴

旭化成アミダス(株)
名古屋支店長

古田年季

(株)ジョブコム
代表取締役

幹事(事業部会)

西村中利

(株)NTT西日本―東海
ヒューマンリソース事業部長

猿渡智佐登

(株)クロッパス・クルー
代表取締役社長

中島悦雄

中電興業(株)
中電キャリアアமைト担当取締役

萩原英生

(株)ビーハーフ
代表取締役社長

監事(監査)

秋吉英治

(株)サンスタッフ
代表取締役社長

平成22年度 中部地域協議会のあゆみ

研修会

(1) 第41回(平成22年10月29日)

メルパルクNAGAYA 郵便貯金会館

◎参加 52社(118名)

◎内容/講師

『労働市場改革』 人材ビジネスのあり方』

国際基督教大学

教養学部 教授 八代尚宏氏

◎終了後懇親会開催 参加48社(101名)

平成23年度 中部地域協議会の主な行事

研修会予定

第42回(平成23年10月14日)

メルパルクNAGAYA 郵便貯金会館

◎内容/講師

一部協議中

スポーツライター・TVキャスター

青島健太氏

◎終了後懇親会開催

「地域のひろば」第18号の発行

平成23年7月20日配布・配信予定

協議会PR広告の掲載

平成23年10月頃

当協議会及び会員の広告を企画し、掲載予定

会員企業募集中

(社)日本人材派遣協会 中部地域協議会では、新規会員企業を募集中です。入会その他については、左記までお問い合わせ下さい。

連絡先

(社)日本人材派遣協会 中部地域協議会

総務部会 坪田 潔

末積 壮之

住所 名古屋市中村区名駅一―一四

JRセントラルタワーズ42階

株式会社パソナ・名駅

TEL 〇五二―五六一―一四二二

FAX 〇五二―五六一―一四二二

(本文中敬称は略させていただきました)

編集発行人

中部地域協議会

事業部会 萩原英生

平成二十三年七月発行

住所 〒450-0002

名古屋市中村区名駅四―二六―二二
名駅ビル6F

TEL 〇五二(五八六)九六三二